

避難確保計画 作成手引き

手順1 【対象災害選択シート】 基本情報についてオレンジ色のセルを入力
(このシートの入力内容で、次のシートの内容が変更されます)

1. 施設の種別を選択してください。
2. 対象となる災害を選択してください。
3. 自衛水防組織の有無を選択してください。

施設の実態を選択

(施設の種別)	
福祉施設（入所なし）	プルダウンリストから選択してください。

(対象災害)	
洪水	☒
高潮	☐
土砂災害	☐

○：対象、×：対象外

施設の対象となる災害を選択

(自衛水防組織)	
自衛水防組織	☐

○：有り、×：無し

自衛水防組織の有無を選択

4. 選択完了後、作業シートに表示されたひな型をもとに計画を作成してください。

【手順1】対象災害選択シート 【手順2】作業シート 【参考】気象情報

(施設の種別)

- 学校・学童：小学校、中学校、高等学校、専門学校、学童。
入所や夕方以降（夜間）の利用は想定しない。
- 医療施設：有床の病院、入所対応可能な助産院。
入所（入院）及び夜間の利用も想定する。
- 福祉施設：上記以外の施設。高齢者施設、介護施設、障害者施設、児童保育施設など。
入所（入院）及び夜間の利用のあり・なしは各事業所による。

(対象災害)

久留米市地域防災計画 資料編「要配慮者利用施設の名称及び所在地」にて確認する。

- ・対象河川の欄にひとつでも該当があれば「洪水」は該当
- ・有明海高潮の欄に該当があれば「高潮」は該当
- ・土砂災害の欄に該当があれば「土砂災害」は該当

(自衛水防組織)

- ・自衛水防組織とは、事業所内で防災活動や避難誘導に取り組む職員の班体制。
- ・対象災害で「洪水」、「高潮」の該当がある場合、自衛水防組織の設置は努力義務である。
対象災害で「土砂災害」のみ該当の場合、自衛水防組織の設置義務はない。

手順2【作業シート】オレンジ色のセルを入力

左側に入力してください。
提出する避難確保計画の本体になります。

右側は記載例です。
必要な部分は参考やコピーするなど、
入力に活用してください。

自動入力(入力不要)

福祉施設(入所なし)
避難確保計画

自動入力(入力不要)

対象災害: 水害(洪水 高潮)
土砂災害(がけ崩れ・土石流・地すべり)

【施設名: 】

年 月 作成

記載例

《施設種別》
避難確保計画

対象災害: 水害(洪水・高潮)
土砂災害(がけ崩れ・土石流・地すべり)

【施設名: 】

施設名を入力
複数の施設について記載する
場合は対象の施設を併記

作成時点を入力

【手順1】対象災害選択シート | 【手順2】作業シート | 【参考】気象情報 | +

様式編 目次

自動入力(入力不要)

項目	様式等	ページ
1 計画の目的	様式1	1
2 施設の概要	様式1	1
3 施設が有する災害リスク	様式1	1
4 防災体制	様式2	2~6
5 情報収集・伝達	様式3	7
6 避難誘導	様式4	8
7 避難に必要な設備の整備	様式5	9
8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	9
9 防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	10
10 自衛水防組織の業務に関する事項	様式7	11
11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	12
12 緊急連絡網	様式9	13
13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	13
14 対応別避難誘導一覧表	様式11	14
- 自衛水防組織活動要領	別添	16
- 自衛水防組織の編成と任務	別表1	17
- 自衛水防組織装備品リスト	別表2	17
- 避難先までの避難経路図	別紙1	18
- 施設建物内の避難経路図	別紙2	18
- タイムライン	別紙3	20

記載例

番号が 青色 の部分は久留米市に提出してください。
自衛水防組織の有無によって、下記の表を参考に使用してください。

項目	様式等	項
1 計画の目的	様式1	1
2 施設の概要	様式1	1
3 施設が有する災害リスク	様式1	1
4 防災体制	様式2	2~6
5 情報収集・伝達	様式3	7
6 避難誘導	様式4	8
7 避難に必要な設備の整備	様式5	9
8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	9
9 防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	10
10 自衛水防組織の業務に関する事項	様式7	11
11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	12
12 緊急連絡網	様式9	13
13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	13
14 対応別避難誘導一覧表	様式11	14
- 自衛水防組織活動要領	別添	16
- 自衛水防組織の編成と任務	別表1	17
- 自衛水防組織装備品リスト	別表2	17
- 避難先までの避難経路図	別紙1	18
- 施設建物内の避難経路図	別紙2	18
- タイムライン	別紙3	20

自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

(洪水、高潮が対象となる場合)
要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています(水防法第十五条の三第6項)。
自衛水防組織を設置する場合、様式6も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。

(土砂災害が対象となる場合)
要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。

【手順1】対象災害選択シート | 【手順2】作業シート | 【参考】気象情報 | +

上段の役割分担は、洪水、高潮、土砂災害で同一の内容を記載しても可。
下段の体制基準は、災害の種類によって、発表される情報が異なるため注意。

5 情報収集・伝達

様式 3

5 情報収集・伝達

記載例 様式 3

(1) 情報収集

収集すべき情報

入手先

【防災気象情報(気象庁)】

・早期注意情報(警報級の可能性)

【避難情報(久留米市)】

・警戒レベル3 高齢者等避難

・警戒レベル4 避難指示

・警戒レベル5 緊急安全確保

【避難所の開設状況(久留米市)】

指定緊急避難場所や

福祉避難所の開設状況

道路の通行止の情報

・洪水注意報、洪水警報、

大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報

・キキル(大雨・洪水警報の危険度分布)

洪水

・洪水予報

氾濫注意情報、氾濫警戒情報

氾濫危険情報、氾濫発生情報

高潮

・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報

土砂災害

・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報

・土砂災害警戒情報

・土砂キキル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)

(2) 情報伝達

伝達先

対象情報

主な入手先

伝達内容

伝達経路

警戒

Lv1

早期注意情報

気象庁HP

職員

警戒

Lv2

洪水注意報

気象庁HP

職員への招集連絡

職員・支援協力者

警戒

Lv3

氾濫注意情報

気象庁HP

川河の防災情報

職員・支援協力者

警戒

Lv4

大雨注意報

気象庁HP

職員・支援協力者

警戒

Lv4

避難先の開設情報

市・県HP

避難誘導班

市役所の担当課

警戒

Lv4

避難開始の連絡

気象庁HP

市役所の担当課

市役所の担当課

警戒

Lv4

洪水警報

気象庁HP

市役所の担当課

市役所の担当課

警戒

Lv4

氾濫危険情報

川河の防災情報

職員・支援協力者

市役所の担当課

警戒

Lv4

大雨警報

気象庁HP

職員・支援協力者

市役所の担当課

警戒

Lv4

避難指示

気象庁・市・県HP

職員・支援協力者

市役所の担当課

警戒

Lv4

避難完了の連絡

気象庁HP

市役所の担当課

市役所の担当課

警戒

Lv4

氾濫危険情報

川河の防災情報

職員・支援協力者

市役所の担当課

警戒

Lv4

土砂災害警戒情報

気象庁HP

職員・支援協力者

市役所の担当課

【手順1】対象災害選択シート

【手順2】作業シート

【参考】気象情報

施設が情報を収集する方法について確認

各情報の入手先を入力
記載例の内容から該当するものを転記しても可

上段で収集した情報を、
施設内外に伝達する方法について確認

各情報の入手先と周知内容を入力
記載例の内容から該当するものを
転記しても可

6 避難誘導

様式 4

(1) 避難先・移動手段で避難方法

洪水

避難開始基準は

とする。

避難先名称

距離

避難方法

所要時間

高潮

避難開始基準は

とする。

避難先名称

距離

避難方法

所要時間

土砂災害

避難開始基準は

とする。

避難先名称

距離

避難方法

所要時間

洪水

避難開始基準は

とする。

避難先名称

距離

避難方法

所要時間

高潮

避難開始基準は

とする。

避難先名称

距離

避難方法

所要時間

土砂災害

避難開始基準は

とする。

避難先名称

距離

避難方法

所要時間

【手順1】対象災害選択シート

【手順2】作業シート

施設外に避難が可能な段階で
原則的に想定される避難先を列挙

洪水、高潮、土砂災害それぞれで安全が確認できれば、
同一の内容を記載しても可。P31

避難開始する基準を入力
「高齢者等避難の発令」までの
タイミングになるよう注意

詳細な避難先を入力
避難先までの距離、移動手段、
避難にかかる時間も記載

施設内のより安全な場所に避難する場合、
原則的に想定される部屋などを列挙

7 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。
これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
	車椅子		
	その他()		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置		
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他()		

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。
これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ		
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末		
	電話やファックス		
	携帯電話やスマートフォン		
	電池や非常用電源		
避難誘導	要配慮者の名簿		
	案内旗		
	ピストル		
	懐中電灯		
	ハンドマイク		
	雨具		
	ライフジャケットやヘルメット		
	避難ルートを示したマップ		
避難先	水や食糧		
	衛生用品や衣料品		
	電池や携帯充電器		
	その他		

7 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。
これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

施設の環境や利用者の状況に応じて
必要な備品や備蓄を配備しておくこと

分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
緊急時の設備	その他()	3	各階の職員エリア
	停電対策としての非常用電源の設置	1	2階機械室
	土のう	20	1階備品倉庫
	止水板	0	—
	階段昇降機の設置	3	1階備品倉庫
	その他(非常用サイレン)	3	屋上

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。
これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ		
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末		
	電話やファックス		
	携帯電話やスマートフォン		
	電池や非常用電源		
避難誘導	要配慮者の名簿		
	案内旗		
	ピストル		
	懐中電灯		
	ハンドマイク		
	雨具	210	●階〇〇室
	ライフジャケットやヘルメット	210	各階●階倉庫
	避難ルートを示したマップ	40	●階〇〇室
避難先	水や食糧	3日/人	〇〇倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	〇〇倉庫
	電池や携帯充電器	60	〇〇倉庫
	その他	20	〇〇倉庫

【手順1】対象災害選択シート

【手順2】作業シート

【参考】気象情報

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成	防災体制の確立	実施予定時期
避難確保計画の周知	○職員、要配慮者、家族や支援者、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する	
職員、避難支援協力者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 等	
要配慮者、家族、支援者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する家族や支援者への説明 等	
通所部門		
情報収集、情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○家族や支援者への伝達手段(メール・電話等)の確認、試行 等	
立退き避難訓練	○避難経路ごとに避難方法(車、徒歩など)を確認 ○施設から避難先までの避難に要する時間の計測 等	
屋内安全確保訓練	○避難方法の確認 ○避難に要する時間の計測 等	
※本施設に入所はない		
※本施設に入所はない		
避難訓練結果の振り返り	○訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る ○訓練計画で決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する	
久留米市への避難訓練結果の報告	○手引き第3章に掲載している避難訓練結果の報告様式に基づき、久留米市に訓練結果を報告する	

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画

職員・利用者・支援者に対して、
必要な情報共有や教育・訓練を計画し、
実施時期についても整理しておくこと

避難確保計画の作成	防災体制の確立	実施予定時期
避難確保計画の周知	○職員、要配慮者、家族や支援者、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する	
職員、避難支援協力者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 等	4月頃
要配慮者、家族、支援者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する家族や支援者への説明 等	
通所部門		
情報収集、情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○家族や支援者への伝達手段(メール・電話等)の確認、試行 等	5月頃
立退き避難訓練	○避難経路ごとに避難方法(車、徒歩など)を確認 ○施設から避難先までの避難に要する時間の計測 等	5月頃
※本施設に入所はない		
※本施設に入所はない		
避難訓練結果の振り返り	○訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る ○訓練計画で決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する	4月頃
久留米市への避難訓練結果の報告	○手引き第3章に掲載している避難訓練結果の報告様式に基づき、久留米市に訓練結果を報告する	5月頃

【手順1】対象災害選択シート

【手順2】作業シート

【参考】気象情報

自衛水防組織を設置している事業所（手順1で確認）のみ入力が必要

10 自衛水防組織の業務に関する事項	様式 7	10 自衛水防組織の業務に関する事項	記載例 様式 7
(1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。 (2)自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。 ①毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。 ②毎年 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立ち、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。 (3)自衛水防組織は、統括管理者を置く。 (4)自衛水防組織は、管理権限者は、統括管理者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。 (5)統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等の権限を有する。 (6)管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に對し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。 (7)自衛水防組織に、班を置く。 (8)班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。 (9)各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。 (10)防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。 (自衛水防組織の運用) 第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。 2 特に、休日・夜間も施設内に要配慮者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在籍する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。 3 管理権限者は、災害等の応急活動のための緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。 (自衛水防組織の装備) 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。 (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。 (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。 (自衛水防組織の活動) 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。	異動などによる構成員の変動を踏まえ、毎年（度）、新任者への研修と全体訓練の時期を予定しておく	(1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。 (2)自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。 ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。 ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立ち、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。 (3)自衛水防組織は、統括管理者を置く。 (4)自衛水防組織は、管理権限者は、統括管理者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。 (5)統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等の権限を有する。 (6)管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に對し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。 (7)自衛水防組織に、班を置く。 (8)班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。 (9)各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。 (10)防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。 (自衛水防組織の運用) 第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。 2 特に、休日・夜間も施設内に要配慮者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在籍する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。 3 管理権限者は、災害等の応急活動のための緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。 (自衛水防組織の装備) 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。 (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。 (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。 (自衛水防組織の活動) 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。	記載例 様式 7

一般的な事項（入力不要）

別表 1	別表 1	記載例 別表 1																		
自衛水防組織の編成と任務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>統括管理者</th> <th>担当者</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括・情報班</td> <td>班長 () 名 班員 () 名</td> <td> ☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡 </td> </tr> <tr> <td>避難誘導班</td> <td>班長 () 名 班員 () 名</td> <td> ☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認 </td> </tr> </tbody> </table>	統括管理者	担当者	役割	総括・情報班	班長 () 名 班員 () 名	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡	避難誘導班	班長 () 名 班員 () 名	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認	自衛水防組織の編成と任務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>統括管理者</th> <th>担当者</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括・情報班</td> <td>班長 () 名 班員 () 名</td> <td> ☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡 </td> </tr> <tr> <td>避難誘導班</td> <td>班長 () 名 班員 () 名</td> <td> ☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認 </td> </tr> </tbody> </table>	統括管理者	担当者	役割	総括・情報班	班長 () 名 班員 () 名	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡	避難誘導班	班長 () 名 班員 () 名	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認	記載例 別表 1
統括管理者	担当者	役割																		
総括・情報班	班長 () 名 班員 () 名	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡																		
避難誘導班	班長 () 名 班員 () 名	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認																		
統括管理者	担当者	役割																		
総括・情報班	班長 () 名 班員 () 名	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡																		
避難誘導班	班長 () 名 班員 () 名	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認																		
別表 2 自衛水防組織装備品リスト <table border="1"> <thead> <tr> <th>任務</th> <th>装備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括・情報班</td> <td>名簿(職員、支援者、要配慮者)</td> </tr> <tr> <td>避難誘導班</td> <td>様式の避難確保資器材一覧に掲げるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	任務	装備品	総括・情報班	名簿(職員、支援者、要配慮者)	避難誘導班	様式の避難確保資器材一覧に掲げるもの。	別表 2 自衛水防組織装備品リスト <table border="1"> <thead> <tr> <th>任務</th> <th>装備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括・情報班</td> <td>名簿(職員、支援者、要配慮者)</td> </tr> <tr> <td>避難誘導班</td> <td>様式の避難確保資器材一覧に掲げるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	任務	装備品	総括・情報班	名簿(職員、支援者、要配慮者)	避難誘導班	様式の避難確保資器材一覧に掲げるもの。	記載例 別表 2						
任務	装備品																			
総括・情報班	名簿(職員、支援者、要配慮者)																			
避難誘導班	様式の避難確保資器材一覧に掲げるもの。																			
任務	装備品																			
総括・情報班	名簿(職員、支援者、要配慮者)																			
避難誘導班	様式の避難確保資器材一覧に掲げるもの。																			

災害時の役割を確認し、構成員の活動体系について入力

一般的な事項（入力不要）

【手順1】対象災害選択シート

【手順2】作業シート

【参考】気象情報

